

## 議題2 小学校4年生を対象としたコチニン値測定について（報告）

市では、子どもの受動喫煙を防止し、家庭内での意識の高揚等を図るため、令和3年12月に市立小学校4年生を対象として唾液採取によるコチニン値測定※を実施しました。

結果については、市ホームページや市広報誌にて市民に周知するとともに、測定を実施した児童の保護者に郵送にて通知しました。

### 【コチニン値測定の概要】

- ◇ 対象者：市立小学校4年生のうち、保護者が測定に同意する児童
- ◇ 自己負担：無料
- ◇ 実施スケジュール

令和3年	10月下旬～11月上旬	コチニン値測定の案内及び同意書、受動喫煙の防止及び禁煙に関する啓発冊子（保護者向け、児童向けの計2冊）の配布
	11月上旬	保護者の同意確認
	12月	測定キット配布 → 自宅で唾液採取 → 学校に提出
令和4年	2月28日	保護者へ測定結果送付



コチニン値測定キット  
唾液採取器具



保護者向けの啓発冊子

※ 「コチニン」とは、たばこの煙に含まれる「ニコチン」が体内で代謝される際に生成される物質です。子どもの唾液中のコチニン含有量を測定することで、受動喫煙状況を測ります。

## 【測定結果の概要】

- ・市立小学校4年生1,760人(令和3年10月1日時点)のうち、959人(54.5%)が測定を実施。
- ・受動喫煙が生じている可能性が高い(コチニン値「高」と考えられる児童は、測定を実施した児童全体の10.7%で、受動喫煙が生じている可能性がある(コチニン値「中」)児童を含めると、測定を実施した児童全体の30.7%。
- ・コチニン値が「高」の児童のうち83.2%は家庭に喫煙者がおり、家庭内に喫煙者がいる家庭の児童は、喫煙者がいない家庭の児童と比較し、コチニン値が「高」の割合が5倍以上と高い結果となった。
- ・「児童の周囲での喫煙がある」と回答した家庭は、調査対象者全体の24.4%。
- ・児童の周囲での喫煙の有無で比較すると、周囲での喫煙がある児童は、周囲での喫煙がない児童に比べて、コチニン値が「高」の人数の割合が22.1ポイント高い結果となった。
- ・コチニン値が「高」の児童で、「児童の周囲での喫煙がない」と回答があった喫煙者のいる家庭では、喫煙者の喫煙場所は「台所」「ベランダ・庭」が多く、室内で喫煙するという回答は少数であった。
- ・コチニン値が「高」であった児童のうち、家庭内の喫煙者が「児童の周囲での喫煙していない」と回答した割合は約20%であり、「子どもの前では吸わない」「換気扇や空気清浄機の近くで吸っている」「ベランダで吸っている」などの対策を講じたとしても、受動喫煙を完全に防ぐことは困難であることが読み取れる結果となった。

### <測定値の区分>

高：受動喫煙が生じている可能性が高い(1.2ng/ml以上)

中：受動喫煙が生じている可能性がある(0.8~1.2ng/ml)

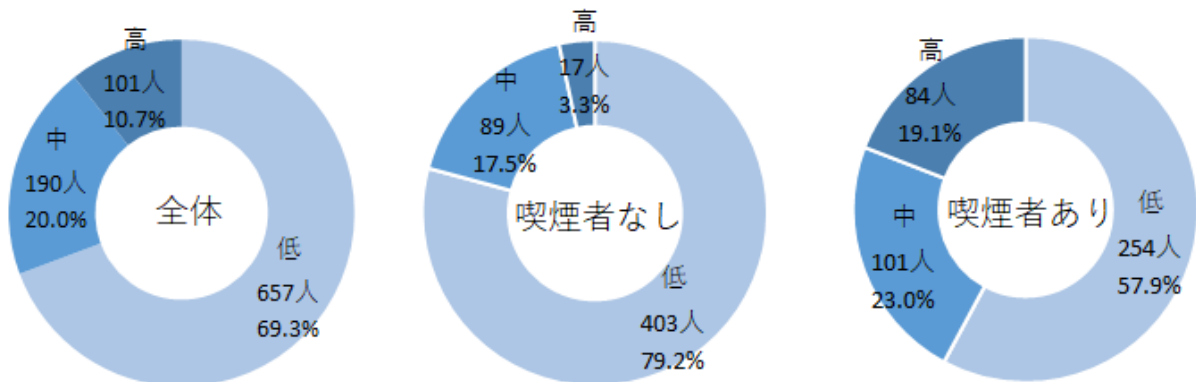
低：受動喫煙が生じている可能性が低い(0.8ng/ml未満)

### <コチニン値測定結果>

(単位:人)

家庭内の喫煙者	児童の周囲での喫煙	コチニン値						測定数計		測定不能	合計	
		低		中		高						
いない	なし(A)	403	79.2%	89	17.5%	17	3.3%	509	53.7%	4	513	53.5%
	あり(B)	112	48.7%	55	23.9%	63	27.4%	230	24.3%	4	234	24.4%
	なし(C)	142	67.9%	46	22.0%	21	10.1%	209	22.0%	3	212	22.1%
	小計	254	57.9%	101	23.0%	84	19.1%	439	46.3%	7	446	46.5%
合計		657	69.3%	190	20.0%	101	10.7%	948	100%	11	959	100%

児童の周囲での喫煙	コチニン値						測定数計		測定不能	合計	
	低		中		高						
あり(B)	112	48.7%	55	23.9%	63	27.4%	230	24.3%	4	234	24.4%
なし(A+C)	545	75.9%	135	18.8%	38	5.3%	718	75.7%	7	725	75.6%
合計	657	69.3%	190	20.0%	101	10.7%	948	100%	11	959	100%



### 【寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例（概要）】

#### <市民等の責務>

- ・ 市民等は、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

#### <子どもの受動喫煙の防止>

- ・ 保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければならない。
- ・ 家庭等においては、子どもと同室の空間で喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 子どもが同乗している自動車の車内においては、喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 市民等は、子どもの周囲（受動喫煙の防止のために必要があるものとして規則で定める範囲の空間をいう。）において、路上喫煙をしないようにしなければならない。
- ・ 市民等は、規則で定める学校、児童福祉施設等の敷地の外周の道路及び通学路、規則で定める公園、広場等において、路上喫煙をしないようにしなければならない。

#### <路上喫煙禁止区域の指定>

市長は、子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するため特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。